**平成２８年（フ）第３７５号**
千葉県松戸市樋野口595番地　メゾン松戸103号、申立時の住所埼玉県入間市豊岡１丁目12番９号
債務者　関口恵理子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第４３０号**
埼玉県狭山市富士見１丁目19番２号　プレミール富士見207
債務者　長澤　友里（旧姓岩野）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第５１７号**
埼玉県川越市大字的場2163番地８（アーバンパレス５号館203号室）
債務者　工藤　　彰
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第５２７号**
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷267番地15
債務者　工藤　淳美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２４８号**
愛知県豊明市栄町大根１番地577、申立時の住所愛知県豊田市住吉町上中根１番地６　プリンシア'98Ｂ　102号
債務者　竹内　彰悟
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２７１号**
愛知県豊田市寺部町３丁目40番地　ファミールＢ103号、前住所愛知県豊田市上野町３丁目32番地２　パラムⅡ104号
債務者　松橋シェーナこと　ＭＡＴＳＵＨＡＳＨＩ　ＳＨＥＥＮＡ　ＫＲＩＳＴＥＬＬＥ　ＩＶＹ
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第３７号**
北海道滝川市緑町３丁目１番４号
債務者　斉藤　公子（戸籍更正前の姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２８年（フ）第９０号**
北海道室蘭市幌萌町43番地５
債務者　渡辺　　舞
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２８年（フ）第９３号**
北海道室蘭市中島町２丁目12番13号エステート中島201
債務者　高木陸奥子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２８年（フ）第３８号**
山形県鶴岡市小名部甲165番地
債務者　剱持　直樹
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２８年（フ）第３９号**
山形県鶴岡市余慶町10番３－４号　新世紀ハイツＫ棟203
債務者　木村　ゆり
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２８年（フ）第４９号**
山形県鶴岡市山王町15番26号　山王ハイツ201号室
債務者　尾形　悦子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２８年（フ）第２１８号**
愛知県稲沢市国府宮３丁目１番１―601号
債務者　山田　珠代
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第２５０号**
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字薬師堂27番地　ガーデンハイツ扶桑　105号
債務者　渡邉　　渚
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２８年（フ）第１６４号**
香川県高松市多肥下町1529番地３　エクセルメゾンＤ―202
債務者　六車　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２８３号**
沖縄県那覇市古波蔵１丁目５番１号　古蔵ビル406
債務者　仲田あかね（旧姓名嘉）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第２９１号**
沖縄県糸満市字兼城355番地の２　レオパレスウールジー105号
債務者　塚田　伸明
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部